

船橋市告示第 7 2 2 号

船橋市市税条例（昭和 2 9 年船橋市条例第 3 0 号。以下「条例」という。）
第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）
又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するもの
を除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所
を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（条例
第 4 7 条の 2 第 1 項の規定による公的年金等に係る所得に係る個人の市民税
の特別徴収に関するものを除く。）で、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に
到来するものについては、その期限を別途船橋市告示で定める期日まで延長
するので、条例第 1 8 条の 2 第 2 項の規定に基づき公示する。

令和 8 年 9 月 9 日

船 橋 市 長 松 戸 徹

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町